

確定給付企業年金制度のみ実施されている事業所様用

確定拠出年金制度の改正による 影響の従業員様へのご説明

2022年8月

倉庫業企業年金基金

1.はじめに

- ① この資料では確定給付企業年金制度を「DB」、確定拠出年金制度を「DC」、個人型DCをiDeCo（イデコと読みます）と略して表します。
- ② 今般、確定拠出年金法の改正があり、iDeCoの掛金に影響のある「確定給付企業年金等の掛金相当額」（以下「**他制度掛金相当額**」といいます）が導入され、各事業所の事業主様から、従業員の皆様に周知するよう厚生労働省から依頼がありました。

ご参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>

- ③ 当基金ではこの「**他制度掛金相当額**」は**3,000円**となりました。
- ④ この「他制度掛金相当額」は従業員の皆様がiDeCoに加入される場合は、計算上必要な項目となりますが、実際に事業主様や従業員の皆様に拠出していただく掛金ではなく、**あくまで計算上の仮想の掛金であるため、「相当額」という言葉が使われております。**
- ⑤ なお、当基金では2021年3月31日を基準とする財政再計算を行っておりますが、当基金に拠出していただいております標準掛金、事務費掛金ともに変更はありません。

2.法改正の背景

- ① 日本の年金制度は以下の図の通りになっており、**自助努力の促進の観点から、濃い青色の部分の個人型DC (iDeCo)**を拡充していく方向性が示されました。
- ② 一方で、iDeCoに拠出できる金額については、在籍している事業所の制度によって差異があり、公平性の観点から議論がされてきました。



(※) 企業型DCの加入者にiDeCoへの加入を認める旨規約に明記した場合の企業型DC拠出限度額
 なお、2022年10月以降、企業型DC規約に規定がなくても、iDeCo加入が可能になる

3. 拠出限度額と他制度掛金相当額について

- ① 公平性の観点から、議論となっていた拠出限度額の「全体の」上限については、月額55,000円となっています。
- ② これは、老後の備えに必要な額を毎月積み立てるとしたときに、非課税扱いの上限とされていた金額になります。
- ③ 今般の改正の議論においては、「段階的に」以下のような算定式をiDeCoの拠出限度額とすることとなり、公平性の観点から上限20,000円となりました。

$$\begin{aligned} \text{iDeCoの拠出限度額} &= (\text{ア}) \text{月額55,000円} - (\text{イ}) \text{DBへ積み立てる部分} \\ &\quad - (\text{ウ}) \text{企業型DCで積み立てる部分} \end{aligned}$$

- ④ ただし、上記の（イ）DBへ積み立てる部分については、事業主がDBへ現在拠出する額そのものが、その時点でご本人に渡されて、直接受け取る権利に結び付くものではありません。
また、事業主様や従業員の皆様に追加で拠出していただくものでもありません。
- ⑤ そのため、（イ）DBへ積み立てる部分について掛金額そのものではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額を仮想的に設定することとなりました。これが「他制度掛金相当額」となります。

4. 2022年10月～2024年11月までのご留意事項

事項	ご説明していただく内容
iDeCoへの加入（拠出）可否	今までと変わらず加入（拠出）が可能です。
iDeCoへの拠出限度額	<p>「月額で下限5,000円、上限12,000円」で変わりません。</p> <p>ただし、新たに企業型DCを導入される場合は従業員の方のiDeCo拠出額に影響を与える可能性がありますので、企業型DCの運営管理機関と綿密な協議をお願いいたします。</p>

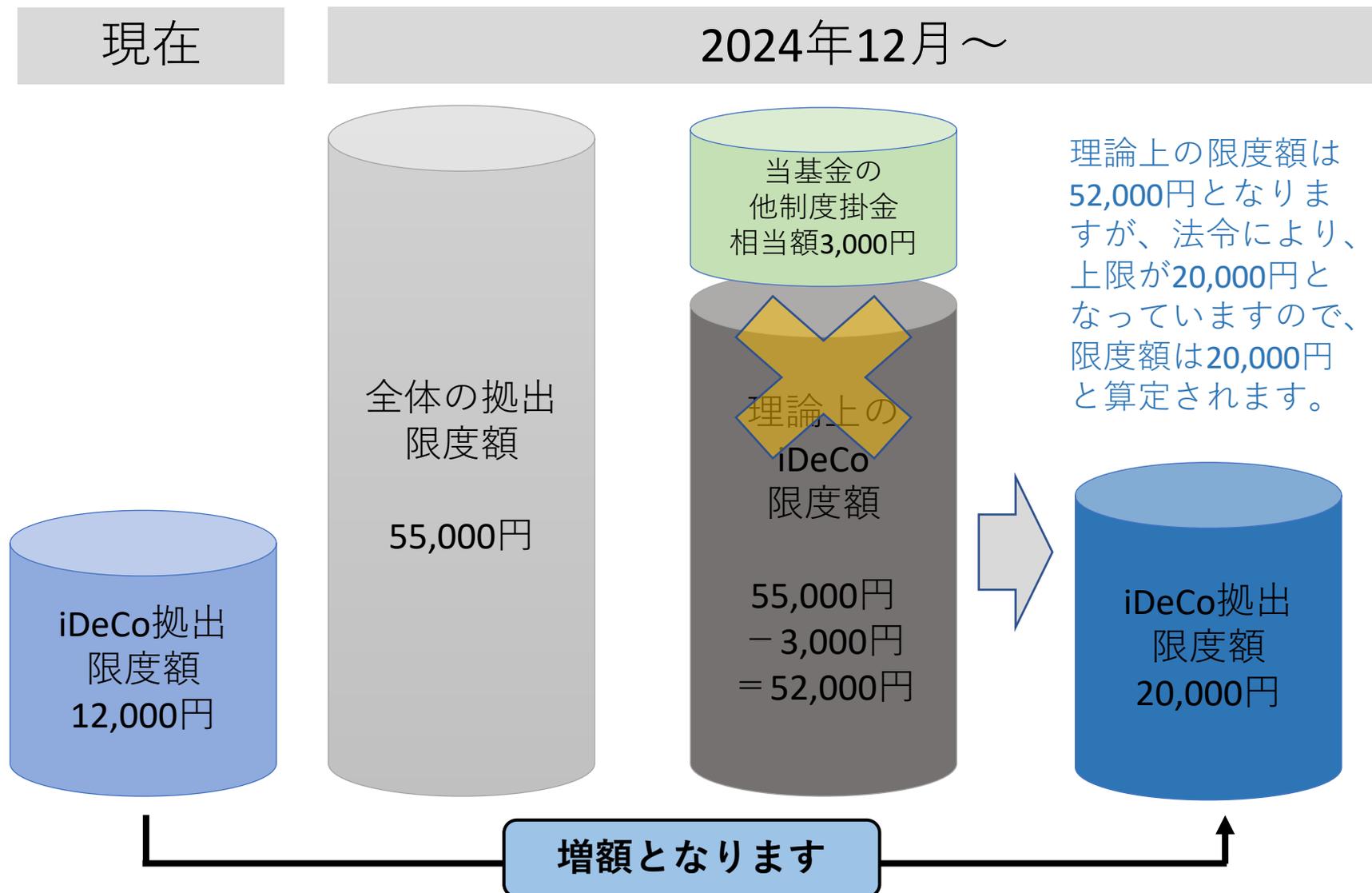
5. 2024年12月～のご留意事項

事項	ご説明していただく内容
iDeCoへの 加入（拠出）可否	今までと変わらず加入（拠出）が可能です。
iDeCoの拠出限度額	<p>この段階で初めて影響があります。</p> <p>月額55,000円－他制度掛金相当額 （下限月額5,000円、上限月額20,000円）</p> <ol style="list-style-type: none">① この他制度掛金相当額には当基金の他制度掛金相当額3,000円のほかに、事業所様独自で規約型DBなど※を実施されている場合は合算して控除する必要がありますので、ご留意ください。② また、新たに企業型DCを導入される場合は従業員の方のiDeCo拠出額に影響を与える可能性がありますので、企業型DCの運営管理機関と綿密な協議をお願いいたします。

※「規約型DBなど」とは、当基金以外に事業主様で独自に実施されているDB規約型等（私立学校教職員共済制度など）を含みます。

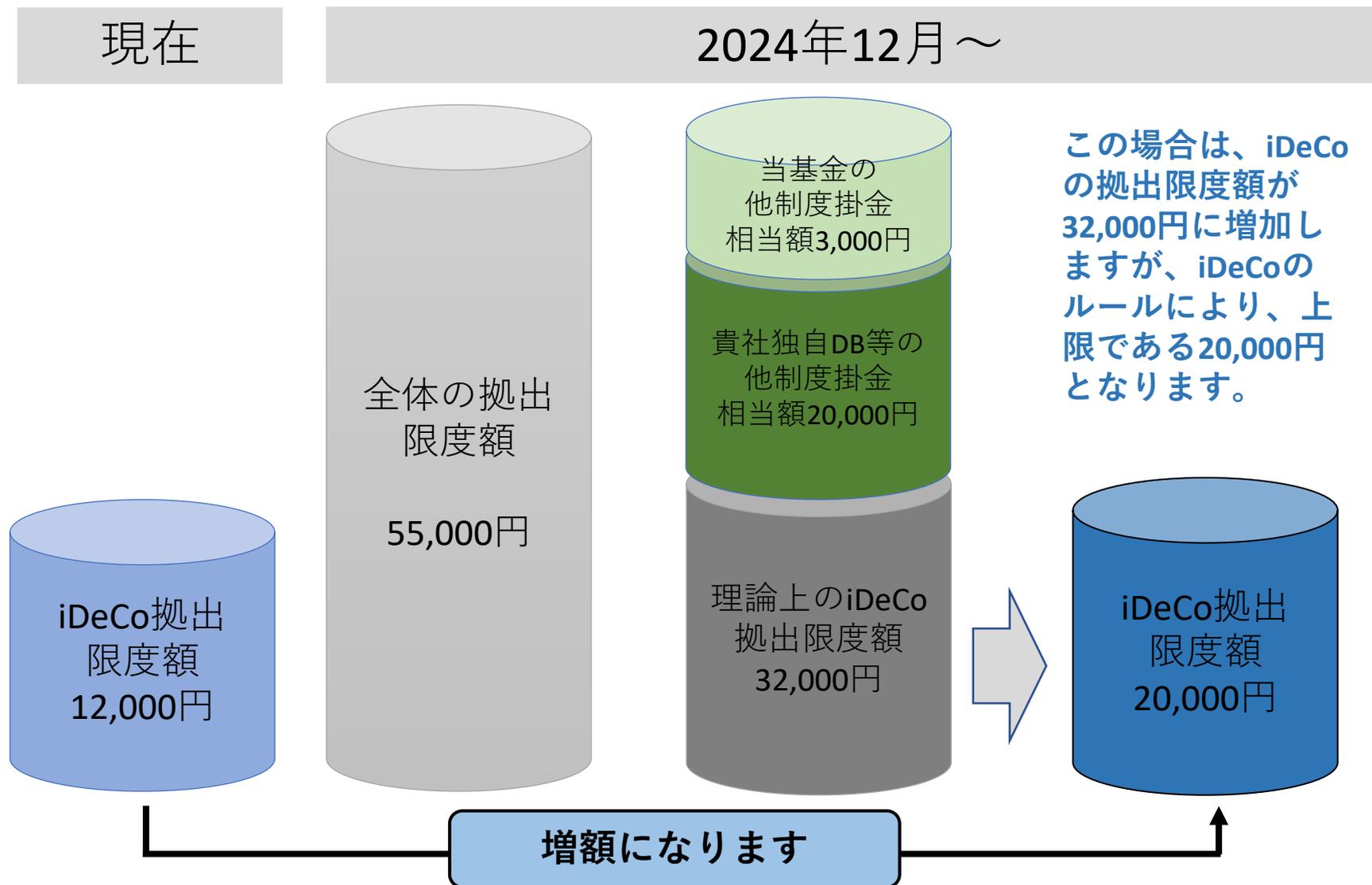
6.具体例1

具体例の1番目は当基金に加入し、ほかのDB等には加入していない場合です。



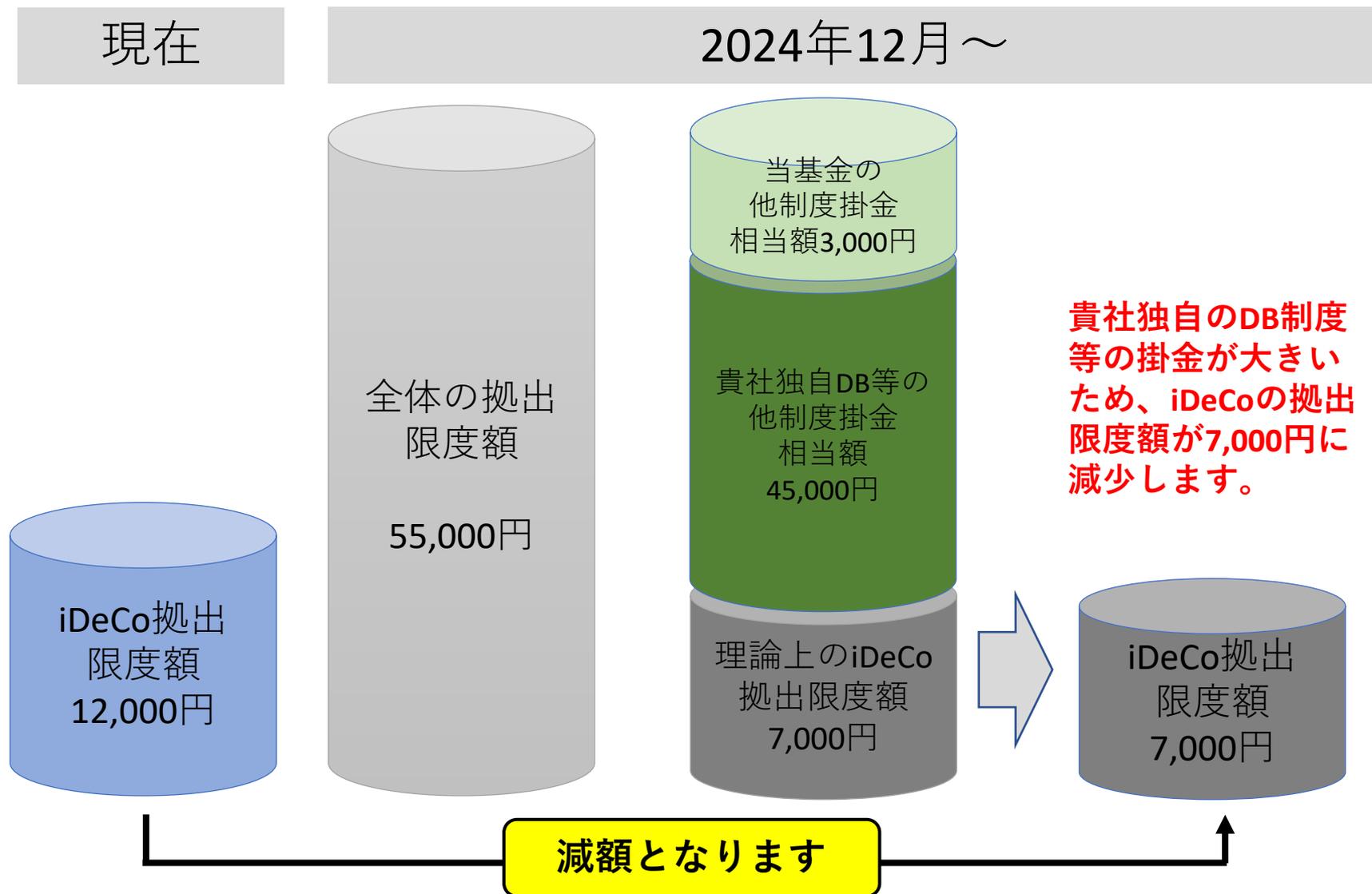
7.具体例2

具体例の2番目は貴社独自のDB等の他制度掛金相当額が20,000円の場合です。



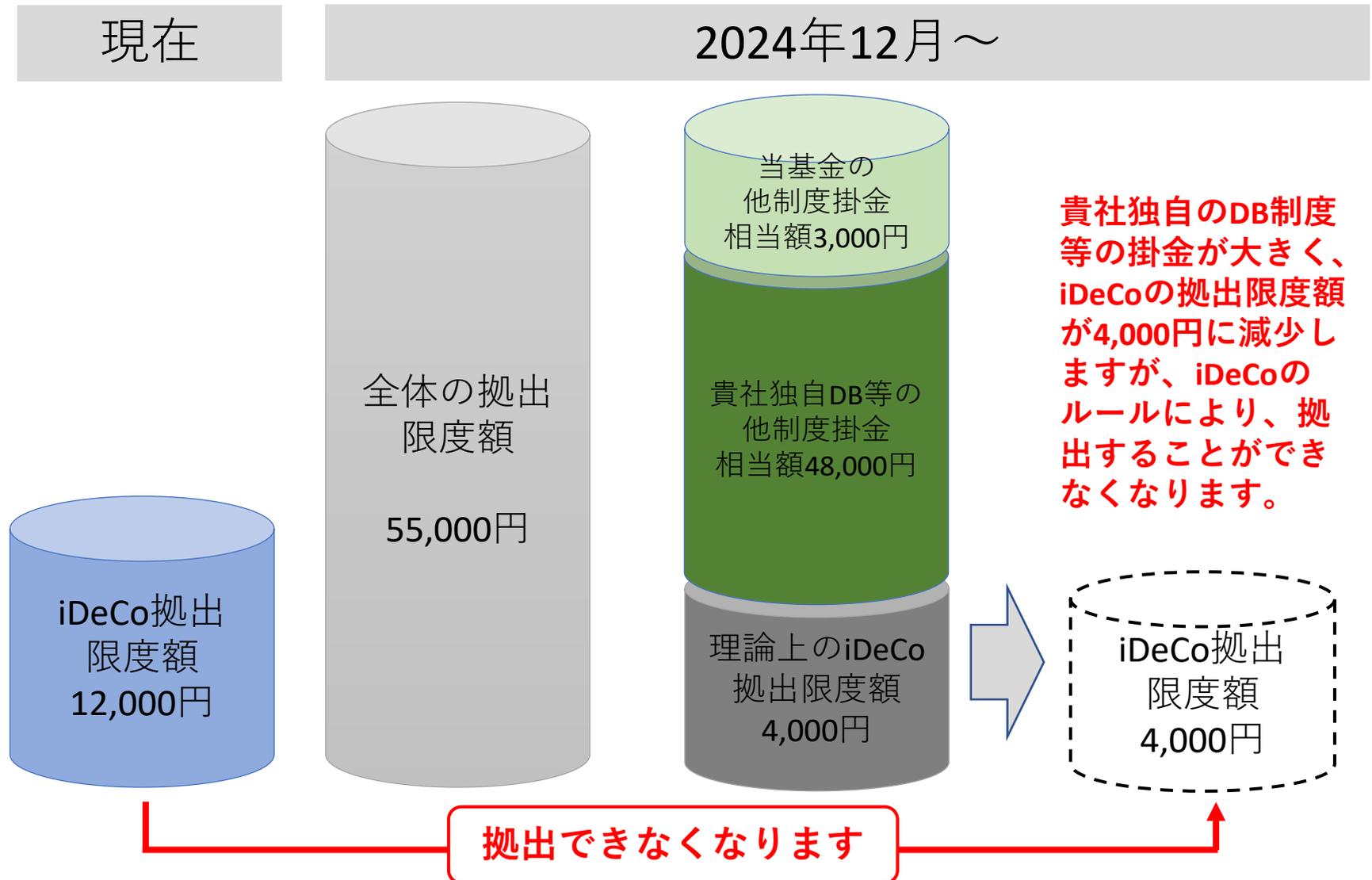
8.具体例3

具体例の3番目は貴社独自のDB等の他制度掛金相当額が45,000円の場合です。



9.具体例4

具体例の4番目は貴社独自のDB等の他制度掛金相当額がさらに大きい場合です。



10.その他のご留意事項

事項	ご説明
各事業所様の「規約型DB」等に係る他制度掛金相当額について	<p>「規約型DB」等に係る他制度掛金相当額は、事業所様が契約している総幹事会社から報告を受けることとなりますので、総幹事会社にお問い合わせください。</p> <p>また、各事業所様の他制度掛金相当額の適用時期はそれぞれの再計算時期や再計算期間によって、変わりますので、総幹事会社にお問い合わせください。</p>
当基金の他制度掛金相当額の適用期間について	<p>原則として、財政再計算を実施するごとに見直されます。通常であれば、次回は2027年4月1日から新しい掛金が適用されることとなります。ただし、加入者が大幅に増減した場合や給付設計を見直した場合は上記以外の時にも変更となりますので、その場合は都度基金事務局からお知らせいたします。</p>

11.最後に

厚生労働省からiDeCo自体に関して、以下の資料が公表されていますので、ご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>



上記のURLかQRコードでファイルを読むことができます。

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間

60歳	65歳
現行 会社員・公務員など(第2号被保険者) 自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)	改正後 2022年5月~ 会社員・公務員など(第2号被保険者) 自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者) 任意加入 海外居住の方(任意加入)

国民年金への任意加入については、こちらのQRコードからご確認ください。
→ 厚生労働省ウェブサイト(2022年の制度改正(2022年5月施行))

ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図書となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳前時に加入者の資格を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるために受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。

厚生労働省 令和4(2022)年1月時点

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ▶ iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円(確定給付型の他制度[※])にも加入する場合は、月額2.75万円)を超えることはできません。
※ 確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金
- ▶ 以下の①②が要件です。
①掛金(企業型DCの事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること
②企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用しないこと

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 → 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 → 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入して、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合
月額5.5万円(企業型DCの事業主掛金額)+2.5万円(iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります(確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型の他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型の他制度に加入して、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)+1.5万円(iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
② 確定給付型の他制度のみに加入して、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円(他制度掛金相当額)+3.5万円(iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。既にiDeCoに加入されている方も、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや拠出限度額掛金相当額の情報は、こちらのQRコードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。

厚生労働省 令和4(2022)年1月時点